

みんなで声をあげ 職場環境を良くしよう！



国労西日本

国労西日本本部

NO. 345

発行責任者 植田 重信
編集責任者 大北 真也

国労西日本HP



国労西日本 検索

労働時間の管理はしっかりと！ 社員の善意を利用するな！

今年度の労働協約改正交渉が終わりました。交渉では職場の実態を主張してきました。職場では、間に隠れたただ働きを皆さんしていませんか。気づいていないだけかもしれません。更衣時間や身だしなみの時間、乗務員の準備時間など会社も曖昧にしている部分はまだあります。

就業規則でも制服の着用を記載している

厚生労働省が出しているガイドラインでは、①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）



制服への着替えは労働時間！

業務終了後の業務に連続した始末（清掃等）を事業場内において行う者の使用時間の

会社は交渉時でも制服通勤を認めているから該当しないと主張しますが、皆さん、本当にそれでいいのでしょうか。例えば病院の社員でも制服で出勤してそのまま業務させることがいいのでしょうか。衛生上の観点からするとおかしくないでしょうか。会社は更衣の時間や場所は定めていないと主張されますが、皆さん、何時までに着替えた状態で出勤と言われているでしょうか。職場の更衣場所は「更衣室」と指定されていますか。会社の言う事が理解できません。

指示があった場合には即時に業務に従事することを求められることが保障されていない状態で待機等している時間、などの記載があります。皆さんはこの文をどう捉えますか。

乗務員の方、準備時間はしっかりと足りていますか。乗務員の準備時間でもただ働きが発生していませんか。出勤してアルコールチェックを行ない、タブレットで乗務に必要な準備をしていると思えます。ほとんどの方が出勤時間前に行なっていますか。その行為は余裕をもって準備が出来るようにしているものだと思います。本来ならばしっかりと会社が残業代を精査するべきではないでしょうか。



黙認は明らかになっている

そもそも出勤時間前に会社が貸与品を貸与しており、基本的にはそこから業務指示ではないでしょうか。アルコールチェックした時間、釣銭を出金した時間等記録

は会社としても残っています。これはパソコン起動時から勤務時間とした事例と同じではないでしょうか。そこから勤務時間とするべきだと考えます。



皆さんの記憶にもまだ新しいのではないのでしょうか。8月7日にJR西日本会

社は、労働基準法の上限を超える1ヵ月190時間の時間外労働があったとして会見をしました。月80時間を大幅に超えており、また約3,700時間相当の残業代が未払いである事を発表しました。

「未払い分の賃金を支払うとともに、マネジメント体制を強化するなど再発防止に努める」としています。2018年にも19億9,000万円の残業代未払いがありその際にも「再発防止を徹底し、適切な労働時間管理に努める」としています。何度も起こると信用も無くなります。適切な労働時間の管理に努めるとするならば、乗務員の黙認されている準備時間などもしっかりと改善するべきではないでしょうか。

しっかりとみんなでも声をあげよう！

余裕をもって準備ができていますか？ 安全の為にしっかりと休息できていますか？

2024年問題 トラックドライバーに規制 今こそ鉄路を守ろう！

鉄路による物流輸送ルートの確保を！ もうルートとしても使えますよ

「2024年問題」と言う言葉を皆さん耳にしませんか？

「2024年問題」とは、2024年に施行される働き方改革関連法によって物流業界に生じる様々な問題のことをいいます。「2024年問題」によって物流企業の売上減少やドライバーの収入減少などが考えられています。

協力して物流輸送を

2024年4月1日から自動車運転業務にも時間外労働の上限が適用されます。



鉄路を廃止してはならない

長距離トラック便の減少で物流に大打撃を与える事になります。そこで大きく活用が出来るのは貨物会社による物流輸送ではないでしょうか。実際にそういう連携が出てくるかもしれない。世の中の物流をトラックで貨物駅まで運び、貨物

時間外労働に上限が適用されることでドライバーの時間外手当がへってしまいます。時間外手当を生活費にしていた場合、生活苦となり離職が相次ぐ可能性が考えられます。また、ドライバーの時間外労働制限により、会社が請け負える業務量が減り、その会社は収益も減少してしまいます。そうなると考えられるのは荷主の運賃値上げです。これにより皆さんが利用しているネット宅配などの「送料無料」などもなくなるかもしれない。



で遠距離へ物流輸送を行ない、その先の駅でも別のトラックで荷物を受け取って対応していくなどが今の業務以上に増えることが考えられます。そうすると、貨物労働者の業務量が大きく増え、今の安い賃金では離職も増すことが懸念されます。過密労働をさせずに乗り越えていくためにはそれだけの要員を配置しなければなりません。一人一人の業

務量の軽減が求められています。そして安心して余裕をもって働けるようにすると同時に全ての労働者がよりよい生活が出来るような賃金を求めていくことが必要です。また、国が法律で規制し、影響が出るところは対策を考え、対応していきまします。また、国が法律で規制し、影響が出る



労働者に十分な休息を

労働者の安全・安心の為に時間外労働の規制は良いこととあります。時間外労働をしなくても十分に生活が出来る賃金を出すべきではないでしょうか。

また、夜間は眠たい中、目をこすりながら業務をしていますが、それは安全・安心な事でしょうか。私たちは安全で安心して働けるように労働条件改善を求め運動しています。身体に負担の無いように夜間作業

の回数制限や長時間乗務の解消など会社は改善してこそ利用者に安全・安心輸送が提供できるのではないのでしょうか。安心して業務が出来るように労働者がしっかりと休息が取れ体調が良好な状態で業務が出来ることを求めます。



がん保険にできることを、もっと。



No.1 アフラックがん保険・医療保険保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

1 幅広い保障で経済的負担をサポート

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

2 付帯サービス＜アフラックのよりそがん相談サポート（*1）＞
（2023年1月23日サービス提供開始予定）
アフラックのよりそがん相談サポーターがさまざまな悩みの解決をサポート

「がんかもしれない」と思ったときから専門知識を持つ相談員が親身にお応えします。

（*1）アフラックのよりそがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ（<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>）をご確認ください。

（募集代理店）（アフラックは代理店制度を採用しています）

アベニール株式会社

〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5
交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

（引受保険会社）

AFツール-2022-0277-2210030 7月13日

「生きる」を創る。
Aflac

アフラック
東京第二法人営業部
東京都千代田区丸の内1-6-1
丸の内センタービル19階
TEL.03-6385-9829 FAX.03-3218-3885